

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 茅ヶ崎市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
36,155	—	2,509	38,664

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	64,654	61,635	3,019	2,063	1,374	41,721	
公共用地先行取得事業特別会計	582	582	—	—	582	2,147	
一般会計等	64,654	61,635	3,019	2,063		43,868	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
病院事業会計	9,130	9,153	△ 23	5,141	1,540	13,282	9,298	法適用企業
下水道事業特別会計	9,131	8,686	445	408	1,901	36,820	21,613	
国民健康保険事業特別会計	20,927	20,663	265	211	2,095	—	—	
老人保健医療事業特別会計	30	22	8	8	3	—	—	
後期高齢者医療事業特別会計	2,075	1,907	168	168	278	—	—	
介護保険事業特別会計	10,075	9,976	99	99	1,801	—	—	
公営企業会計等 計				6,035		50,102	30,911	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
神奈川県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	2,409	2,048	361	361	18	—	—	
神奈川県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	571,118	555,628	15,490	15,490	8,019	—	—	
一部事務組合等 計				15,851		—	—	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 繰入見込額	備考
茅ヶ崎市土地開発公社	33	364	5	—	—	—	2,663	3,012	
(財)茅ヶ崎市学校建設公社	0	9	5	—	—	—	55	6	
(財)茅ヶ崎市都市施設公社	26	59	8	—	—	—	—	—	
(財)茅ヶ崎市文化振興財団	20	369	300	48	—	—	—	—	
(財)かながわ海岸美化財団	2	1,829	26	11	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			344	60	—	—	2,718	3,018	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	5,610	5,251	△ 358
減債基金	—	—	—
その他充当可能基金	4,346	3,604	△ 742
充当可能基金 計	9,956	8,855	△ 1,101

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	—	—	—	11.49	20.00	病院事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	16.49	40.00	下水道事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	4.6	4.1	△ 0.5	25.0	35.0				
将来負担比率	18.1	16.3	△ 1.8	350.0					
財政力指数	1.08	1.07	△ 0.01						
経常収支比率	92.8	96.1	3.3						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」が算定される場合は、負数(△～)で表示している。
 2. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 3. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。